

○江東区環境学習情報館条例施行規則

平成18年12月12日

規則第83号

改正 平成28年規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区環境学習情報館条例（平成18年12月江東区条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体見学の申出)

第2条 江東区環境学習情報館（以下「情報館」という。）を見学しようとする区内の小中学校等は、事前に団体見学申出書（別記第1号様式）により区長に申し出るものとする。

(登録の申請)

第3条 条例第8条第1項の規定による団体登録の申請は、団体登録申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該団体の規約

(2) 当該団体の会員名簿

2 区長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものについては、団体登録承認通知書（別記第3号様式）により、不相当と認められるものについては、団体登録不承認通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

なお、区長は、承認した団体（以下「登録団体」という。）を団体登録台帳（別記第5号様式）に登録するものとする。

(1) 環境の保全に関する活動を定期的又は継続的に行っている団体であること。

(2) 活動の規約を有し、かつ当該規約に基づく活動を行っていること。

(3) 活動の目的が営利を目的としたものでないこと。

(4) 構成員が5人以上の団体であること。

(5) 代表者又は責任者が区内に在住し、在勤し、又は在学する18歳以上の者であること。

3 登録の有効期間は、団体登録の承認を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

(登録の取消し)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなった場合
- (2) 企画展示コーナー、ワークショップルーム及び研修室（以下「企画展示コーナー等」という。）を不正に使用した場合
- (3) 使用日に無断で使用しなかった場合
- (4) 登録団体が解散した場合
- (5) 管理上著しく支障があると認められる行為があった場合

2 区長は、条例第8条第2項の規定により、団体登録の承認を取り消すときは、登録団体に対し、団体登録取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録団体は、登録内容に変更が生じたときは、団体登録内容変更届（別記第7号様式）により区長へ速やかに届け出なければならない。

(使用の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、使用申請書（別記第8号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に定める日（以下「受付日」という。）から受け付けるものとする。

- (1) 企画展示コーナー及びワークショップルーム 使用期日の属する月の3月前の初日
- (2) 研修室 使用期日の属する月の2月前の初日

3 前項の受付日が休館日に当たるときは、その翌日から受け付けるものとする。

(使用の承認及び不承認)

第7条 使用の承認は、申請の順序による。ただし、同時に申請があった場合は、抽選で決めるものとする。

2 区長は、申請があったときは、その使用を適当と認められるものについて

は、使用承認書（別記第9号様式）により、不相当と認められるものについては、使用不承認通知書（別記第10号様式）により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、企画展示コーナー等を使用する際に使用承認書を提示しなければならない。
- （継続使用期間）

第8条 同一使用者が施設を引き続き使用することができる期間は、次に定めるとおりとする。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 企画展示コーナー 7日
- (2) ワークショップルーム及び研修室 3日

（使用取消し等の通知）

第9条 区長は、条例第11条の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、使用取消等通知書（別記第11号様式）により使用者に通知するものとする。

（使用者等の義務）

第10条 使用者及び施設の入場者は、使用及び入場について情報館の職員の指示に従わなければならない。

（委任）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成19年2月12日から施行する。

附 則（平成28年規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

団体見学申出書

平成 年 月 日

江 東 区 長 殿

下記のとおり江東区環境学習情報館の団体見学を申し出ます。

1 日 時 平成 年 月 日 時 分

2 参加人数 大人 人、小人 人 / 計 人

3 団 体 名

4 代 表 者 氏名

住所

電話

FAX

E-mail

5 その他、連絡事項

.....  
.....  
.....  
.....

【連絡事項】

- (1) 観光バス等でご来館される場合は、その旨連絡事項欄にご記入ください。
- (2) 時間等の変更やキャンセル等については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ】 環境学習情報館 えこつくる江東

☎ ( )

FAX ( )

別記第2号様式(第3条関係)

受付番号

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者 住所  
氏名

団体登録申請書

江東区環境学習情報館条例第8条第1項の規定により、次のとおり団体の登録を申請します。なお、承認されたときは、江東区環境学習情報館条例並びに同条例施行規則に従うことを誓約します。

ふりがな	団 体 名	
ふりがな	代 表 者 名	
所 在 地		〒
連 絡 先	ふりがな	氏 名
	住 所	〒
	電 話 ・ F A X	電話 FAX
	メールアドレス	
団体の設立目的及び活動内容		
環境学習施設での活動内容 〔具体的に記載してください。〕		
会 員 数		人
設 立 年 月 日		年 月 日

- 規約、会員名簿を添付してください。
- この申請書に記載された個人情報は、施設の使用承認に関する業務以外の目的では利用いたしません。

別記第3号様式(第3条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

様

江東区長



団体登録承認通知書

年 月 日付で登録申請のあった貴団体について、下記の江東区環境学習情報館活動団体としての登録を承認しましたので通知します。

記

1 登録番号

2 団体名

3 代表者

4 所在地 〒

5 活動内容

6 会員数

別記第4号様式(第3条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

様

江東区長

印

団体登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった江東区環境学習情報館団体登録の申請について、下記の理由のとおり登録を不承認いたしましたので通知します。

記

1 決定月日 年 月 日

2 理由 江東区環境学習情報館施行規則第3条第2項第 号

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。





別記第6号様式(第4条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

様

江東区長 印

団体登録取消通知書

次の理由のとおり貴団体について、江東区環境学習情報館団体登録を取り消しましたので通知します。

記

- 1 決定月日 年 月 日
- 2 理由 江東区環境学習情報館施行規則第4条第1項第 号

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第7号様式(第5条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者 住所  
氏名

団体登録内容変更届

江東区環境学習情報館条例施行規則第5条の規定により、登録内容の変更を次のとおり届け出ます。

ふりがな *団 体 名		
ふりがな *代 表 者 名		
所 在 地	〒	
連 絡 先	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	電 話 ・ F A X	電話 FAX
	メールアドレス	
団体の設立目的 及び活動内容		
環境学習施設 での活動内容 〔具体的に記載して ください。〕		
会 員 数	人	

- \*は必ず記入してください。それ以外は変更箇所のみ記入してください。
- 規約、会員名簿に変更がある場合は、変更箇所の下線を引いて添付してください。

別記第8号様式(第6条関係)

受付第 号  
承認第 号  
年 月 日

使用申請書

江 東 区 長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_

下記のとおり申請いたします。

団 体 名						
会場責任者		連絡先	( )			
使用目的						
使用施設						
看 板 名				団体番号		
器 具 利 用	1 ワイヤレスマイク、アンプ 2 ビデオデッキ 3 プロジェクター、スクリーン 4 OHP		入場料又は 会費	有・無	円	
使用日	使用区分		午前	午後	予定 延べ人数	摘要
			9時～12時	1時～5時		
年	月	日	曜日			

この申請書に記載された個人情報は、施設の使用承認に関する業務以外の目的では利用いたしません。

別記第9号様式(第7条関係)

受付第 号  
承認第 号  
年 月 日

使用承認書

殿

江 東 区 長 印

下記のとおり承認いたします。

団 体 名					
会場責任者		連絡先	( )		
使用目的					
使用施設					
看 板 名				団体番号	
器 具 利 用	1 ワイヤレスマイク、アンプ 2 ビデオデッキ 3 プロジェクター、スクリーン 4 OHP		入場料又は 会費	有・無	円
使用日	使用区分		午前	午後	予定 延べ人数
			9時～12時	1時～5時	
年	月	日	曜日		

- ・ 当日はこの承認書を窓口にて提示してください。
- ・ 準備、後片付けは使用時間内に行ってください。
- ・ 使用後は現状に回復し、係員に連絡してください。
- ・ 施設、特殊器具等に損害を与えたときは、弁償していただくことがあります。

別記第10号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

殿

江東区長 印

使用不承認通知書

年 月 日付第 号により申請のあった施設等の使用について、使用を不承認したので通知します。

記

団 体 名			
住 所	〒	連 絡 先	( )
受 付 年 月 日		受 付 番 号	
申 請 施 設			
申 請 日 時	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第11号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

殿

江東区長 印

使用取消等通知書

年 月 日付第 号により承認した施設等の使用について、江東区環境  
学習情報館条例第11条の規定に基づき下記のとおり使用を したので通知します。

記

団 体 名			
住 所	〒	連 絡 先	( )
使用承認年月日		使用承認番号	
使用承認施設			
使 用 日 時	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	
	年 月 日 ( )	午前・午後	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第1号様式（第2条関係）

別記第2号様式（第3条関係）

別記第3号様式（第3条関係）

別記第4号様式（第3条関係）

（平28規則43・一部改正）

別記第5号様式（第3条関係）

別記第6号様式（第4条関係）

（平28規則43・一部改正）

別記第7号様式（第5条関係）

別記第8号様式（第6条関係）

別記第9号様式（第7条関係）

別記第10号様式（第7条関係）

（平28規則43・一部改正）

別記第11号様式（第9条関係）

（平28規則43・一部改正）